

平成30年11月30日

記者発表配付資料

- 平成30年12月高知県議会定例会提出予定案件概要
- 平成30年12月高知県議会定例会提出予定議案目録
- 平成30年12月高知県議会定例会に提出予定の条例その他議案説明
- 平成30年12月補正予算（案）の概要

平成30年12月高知県議会定例会提出予定案件概要

○提出予定議案 ----- 26件

平成30年度補正予算 ----- 8件

条例その他議案 ----- 18件

1 平成30年度補正予算 ----- 8件

	(補正額)	(累計額)
一般会計	2,888,785千円	482,609,846千円
特別会計	△164,125千円	295,804,039千円
企業会計	345,635千円	19,607,332千円

2 条例その他議案 ----- 18件

条例議案 ----- 7件

その他議案 ----- 11件

平成 30 年 12 月高知県議会定例会提出予定議案目録

○ 予 算

- 第 1 号 平成 30 年度高知県一般会計補正予算
- 第 2 号 平成 30 年度高知県給与等集中管理特別会計補正予算
- 第 3 号 平成 30 年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算
- 第 4 号 平成 30 年度高知県流域下水道事業特別会計補正予算
- 第 5 号 平成 30 年度高知県港湾整備事業特別会計補正予算
- 第 6 号 平成 30 年度高知県電気事業会計補正予算
- 第 7 号 平成 30 年度高知県工業用水道事業会計補正予算
- 第 8 号 平成 30 年度高知県病院事業会計補正予算

○ 条 例 そ の 他

- 第 9 号 高知県住宅宿泊事業法に基づく住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例議案
- 第 10 号 高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 11 号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案
- 第 12 号 高知県立都市公園条例の一部を改正する条例議案
- 第 13 号 高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
- 第 14 号 高知県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例議案
- 第 15 号 高知県立中学校、高等学校及び特別支援学校設置条例の一部を改正する条例議案
- 第 16 号 平成 31 年度当せん金付証票の発売総額に関する議案
- 第 17 号 高知県立県民文化ホールの指定管理者の指定に関する議案
- 第 18 号 高知県立歴史民俗資料館の指定管理者の指定に関する議案
- 第 19 号 高知県立坂本龍馬記念館の指定管理者の指定に関する議案
- 第 20 号 高知県立美術館の指定管理者の指定に関する議案
- 第 21 号 高知県立文学館の指定管理者の指定に関する議案
- 第 22 号 高知県立のいち動物公園の指定管理者の指定に関する議案
- 第 23 号 高知県立春野総合運動公園の指定管理者の指定に関する議案
- 第 24 号 国道 493 号（北川道路）道路改築（和田トンネル）工事請負契約の締結に関する議案
- 第 25 号 県道安田東洋線防災・安全交付金（明神口トンネル）工事請負契約の締結に関する議案
- 第 26 号 県道窪川船戸線（岩土トンネル）防災・安全交付金工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案

平成30年12月高知県議会定例会に提出予定の条例その他議案説明

第 9 号 高知県住宅宿泊事業法に基づく住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例議案

(観光政策課)

住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第18条の規定に基づき、住宅宿泊事業の実施の制限に関し必要な事項を定めようとするもの

制限を実施する市町

(1) 学校等の周囲100mの区域（6市町）

安芸市、南国市、土佐清水市、四万十市、奈半利町、越知町

(2) 住居専用地域（2市）

南国市、四万十市

※高知市区域には適用しない

法第68条第1項に基づき平成31年1月1日に権限委譲

第 10 号 高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案

(行政管理課)

議会の議員及び知事等に対して支給する期末手当の額の改定（3.05月→3.10月）をしようとするもの

第 11 号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案

(行政管理課、教職員・福利課、警務課)

高知県人事委員会の議会及び知事に対する平成30年10月12日付けの職員の給与等に関する報告及び勧告の趣旨に沿って、職員の給料月額及び職員に対して支給する諸手当の額の改定をしようとするもの

第 12 号 高知県立都市公園条例の一部を改正する条例議案

(スポーツ課)

新たに春野総合運動公園に設置するスポーツ科学センターの利用に係る料金を定める等必要な改正をしようとするもの

第 13 号 高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案

(観光政策課)

通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律（平成29年法律第50号）の施行により通訳案内士法（昭和24年法律第210号）が一部改正され、地域通訳案内士制度が創設されたことに伴い、地域通訳案内士の登録の申請に対する審査等に係る手数料を新たに徴収しようとするもの

第 14 号 高知県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例議案

(畜産振興課)

農業保険法施行規則第117条第1項及び第166条の規定に基づき、診療その他の行為によって組合員等が負担すべき費用の内容に応じて農林水産大臣が定める点数等を定める件（平成30年10月農林水産省告示第2154号）が施行されたこと等に伴い、同告示の引用規定の整理をしようとするもの

第 15 号 高知県立中学校、高等学校及び特別支援学校設置条例の一部を改正する条例議案

(特別支援教育課)

県立の養護学校が学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する特別支援学校として、在籍児童生徒等の多様な教育的ニーズに応じた適切な教育を行うとともに、地域の小中学校等に在籍する障害のある児童生徒等の教育について必要な支援を行う旨を明確にするため、学校名をそれぞれ特別支援学校に変更しようとするもの

(旧名称)		(新名称)
高知県立山田養護学校	→	高知県立山田特別支援学校（香美市）
高知県立高知若草養護学校	→	高知県立高知若草特別支援学校（高知市）
高知県立日高養護学校	→	高知県立日高特別支援学校（高岡郡日高村）
高知県立高知江の口養護学校	→	高知県立高知江の口特別支援学校（高知市）

第 16 号 平成31年度当せん金付証票の発売総額に関する議案

(財政課)

平成31年度において、全国自治宝くじ及び西日本宝くじの共同発売に本県も参加するため、この発売総額について、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第4条第1項の規定により、県議会の議決を求めるもの

第 17 号 高知県立県民文化ホールの指定管理者の指定に関する議案

(文化振興課)

高知県立県民文化ホールの指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、県議会の議決を求めるもの

- (1) 施設の名称
高知県立県民文化ホール
- (2) 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称
高知市本町三丁目2番15号
高知県立県民文化ホール共同企業体
- (3) 指定期間
平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

第 18 号 高知県立歴史民俗資料館の指定管理者の指定に関する議案

(文化振興課)

高知県立歴史民俗資料館の指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、県議会の議決を求めるもの

- (1) 施設の名称
高知県立歴史民俗資料館
- (2) 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称
高知市高須353番地2
公益財団法人高知県文化財団
- (3) 指定期間
平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

第 19 号 高知県立坂本龍馬記念館の指定管理者の指定に関する議案

(文化振興課)

高知県立坂本龍馬記念館の指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、県議会の議決を求めるもの

- (1) 施設の名称
高知県立坂本龍馬記念館
- (2) 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称
高知市高須353番地2
公益財団法人高知県文化財団
- (3) 指定期間
平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

第 20 号 高知県立美術館の指定管理者の指定に関する議案

(文化振興課)

高知県立美術館の指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、県議会の議決を求めるもの

- (1) 施設の名称
高知県立美術館
- (2) 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称
高知市高須353番地2
公益財団法人高知県文化財団
- (3) 指定期間
平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

第 21 号 高知県立文学館の指定管理者の指定に関する議案

(文化振興課)

高知県立文学館の指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、県議会の議決を求めるもの

- (1) 施設の名称
高知県立文学館
- (2) 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称
高知市高須353番地2
公益財団法人高知県文化財団
- (3) 指定期間
平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

第 22 号 高知県立のいち動物公園の指定管理者の指定に関する議案

(公園下水道課)

高知県立のいち動物公園の指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、県議会の議決を求めるもの

- (1) 施設の名称
高知県立のいち動物公園
- (2) 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称
香南市野市町大谷738番地
公益財団法人高知県のいち動物公園協会
- (3) 指定期間
平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

第 23 号 高知県立春野総合運動公園の指定管理者の指定に関する議案

(公園下水道課)

高知県立春野総合運動公園の指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、県議会の議決を求めるもの

- (1) 施設の名称
高知県立春野総合運動公園
- (2) 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称
高知市春野町芳原2485番地
公益財団法人高知県スポーツ振興財団
- (3) 指定期間
平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

第 24 号 国道493号（北川道路）道路改築（和田トンネル）工事請負契約の締結に関する議案

（土木政策課）

国道493号（北川道路）道路改築（和田トンネル）工事を施行するための請負契約の締結について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び高知県契約条例（昭和39年高知県条例第2号）第2条の規定により、県議会の議決を求めるもの

- （1） 工事名
国道493号（北川道路）道路改築（和田トンネル）工事
- （2） 契約の方法
一般競争入札
- （3） 契約金額
2,771,280,000円
- （4） 契約の相手方
高知市福井町743番地
三井住友・田邊・山本・鍋島特定建設工事共同企業体
- （5） 完成期限
平成34年1月31日

第 25 号 県道安田東洋線防災・安全交付金（明神口トンネル）工事請負契約の締結に関する議案

（土木政策課）

県道安田東洋線防災・安全交付金（明神口トンネル）工事を施行するための請負契約の締結について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び高知県契約条例（昭和39年高知県条例第2号）第2条の規定により、県議会の議決を求めるもの

- （1） 工事名
県道安田東洋線防災・安全交付金（明神口トンネル）工事
- （2） 契約の方法
一般競争入札
- （3） 契約金額
1,512,000,000円
- （4） 契約の相手方
高知市仁井田1625番地2
大旺新洋・須工ときわ・山本特定建設工事共同企業体
- （5） 完成期限
平成32年7月31日

第 26 号 県道窪川船戸線^{いわつち}（岩土トンネル）防災・安全交付金工事請負契約の一部を変更する契約

の締結に関する議案

（土木政策課）

県道窪川船戸線（岩土トンネル）防災・安全交付金工事は、一般競争入札により、契約金額 1,320,252,480円（当初契約金額1,313,874,000円）で、高岡郡四万十町古市町7番34号生田・上岡・山興特定建設工事共同企業体と請負契約を締結し、平成31年8月28日を完成期限として施行中であるが、トンネル掘削の結果を受けて天端の空洞部分への充填剤の注入等の対策工を追加したこと等に伴い、契約金額及び完成期限を変更する必要性が生じたので、この工事の請負契約の一部を変更する契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び高知県契約条例（昭和39年高知県条例第2号）第3条の規定により、県議会の議決を求めるもの

	（変更前）		（変更後）
契約金額の変更	1,320,252,480円	→	1,474,237,800円
完成期限の変更	平成31年8月28日	→	平成31年11月26日

高知県住宅宿泊事業法に基づく住宅宿泊事業の実施の制限に係る条例議案について

住宅宿泊事業法の成立の背景

法の趣旨

健全な民泊事業の普及を図る

- ・国内での民泊サービスの急速な普及
- ・多様なニーズや逼迫する宿泊需給への対応
- ・無許可で旅館業を営む違法民泊への対応

住宅宿泊事業法の概要

平成29年6月16日成立
 平成30年3月15日準備施行(届出受付開始)
 平成30年6月15日日本施行

- 1 住宅宿泊事業者に係る制度(都道府県知事への届出)**
 - ・年間180日を上限に住宅を活用した宿泊サービスの提供が可能
 - ・住宅宿泊事業の適正な遂行のための措置を規定
 - ・地域の実情を反映する仕組み⇒条例で区域を定めて営業期間を制限できる。
- 2 住宅宿泊管理業者に係る制度の創設(国土交通大臣の登録)**
 - ・住宅宿泊事業者から委託を受けて、事業の適正な遂行のための措置を代行。
- 3 住宅宿泊仲介業者に係る制度の創設(観光庁長官の登録)**
 - ・住宅宿泊事業者や宿泊者の依頼を受け、両者を仲介(契約の代理、媒介等)。

高知県住宅宿泊事業法に基づく条例検討委員会の概要

法第18条に基づく条例の検討のため、学識経験者等で構成する「高知県住宅宿泊事業法に基づく条例検討委員会」を設置し、これまで3回開催し、意見を伺った。

意見の概要

<中山間地域での現状等について>

- ・中山間地域での聞きとりでは、現時点で規制等の必要はないとの意見が多い。
- ・ラフティングなどで多くの外国人が来ている地域でも、問題は起こっていない。

<条例による制限について>

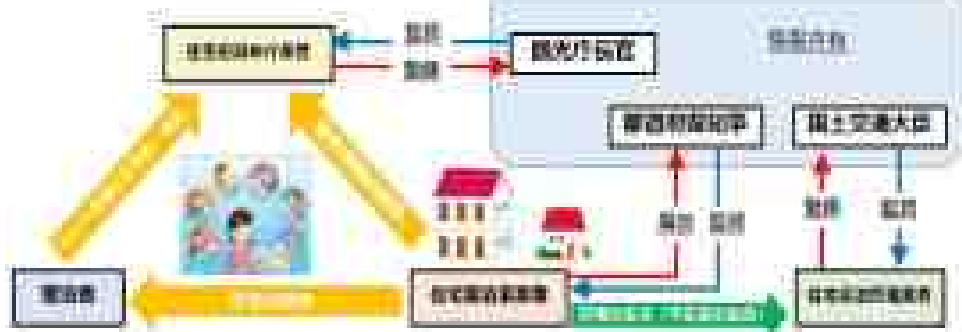
- ・児童生徒の安心・安全のため規制条例は必要。
- ・地域の実情を踏まえ、旅館業並みに住専地域、学校等の周辺での規制が必要。
- ・民泊を生かした地域振興のためにもなるべく規制すべきではない。
- ・規制条例を制定するためには立法事実が必要。

制限の必要性に係る県の考え方

- ・住宅宿泊事業の活用は、宿泊施設の少ない地域においては、交流人口の拡大など観光振興につながることから、中山間地域等では推進を図る必要がある。
 - ・しかし、一方で、旅館業法や建築基準法による旅館業の制限の趣旨に照らすと、**学校等に通う児童等の安全や就学環境、静穏な住環境の維持を図ることも必要である。**
- ➔ **旅館業が制限される区域に限り、最小限の制限を実施する。**

・必要性について各市町村に意見照会
 ・条例案骨子を基に意見公募(意見なし)

<住宅宿泊事業法のイメージ図>



条例による区域・期間の制限について(法第18条)

都道府県は、住宅宿泊事業に起因する騒音の発生その他の事象による生活環境の悪化を防止するため必要があるときは、合理的に必要と認められる限度において、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより、区域を定めて、住宅宿泊事業を実施する期間を制限することができる。

条例案の概要

以下の区域で平日等の住宅宿泊事業の実施を制限

施行日：平成31年1月1日

- (1) 学校等の周囲100メートルの区域**のうち告示で定める区域
 <【旅館業の制限】学校等の清純な施設環境が著しく害されるおそれがあるときは、同区域内での営業を許可しないことができる。(旅館業法)>
- (2) 都市計画で定める住居専用地域**のうち告示で定める地域
 <【旅館業の制限】旅館・ホテル等は、同地域内では、建築を制限されているため、営業することができない。(建築基準法)>

制限を行う類型と対象市町村を示し、具体的な区域は、地域の実情を反映し、最小限の制限となるよう、別途、告示により個別に定める。

【告示で個別に定める区域】…市町村から意見のあった区域で、政令に定める基準(生活環境の悪化を防止することが特に必要であること)に適合するもの。

制限を実施する市町

- (1) 学校等の周囲100メートルの区域(6市町)
 - ➔ 安芸市、南国市、土佐清水市、四万十市、奈半利町、越知町
- (2) 住居専用地域(2市)
 - ➔ 南国市、四万十市

いずれの市町も、学童の安全確保、就学環境の維持及び住環境の維持という観点から、制限が必要としている。

※住宅宿泊事業法第68条に基づく高知市への権限委譲について
 法第68条第1項では、保健所設置市においては、住宅宿泊事業関係行政事務を処理することができるとされており、県内で該当する高知市については、平成31年1月1日から権限を委譲し、同市で事務処理を開始することとしている。

《条例議案の概要》

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案について

1 条例改正の目的

この条例は、高知県人事委員会の議会及び知事に対する平成30年10月12日付けの職員の給与等に関する報告及び勧告の趣旨に沿って、職員の給料月額及び職員に対して支給する諸手当の額の改定をしようとするものである。

2 対象条例

- (1) 職員の給与に関する条例
- (2) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例
- (3) 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例
- (4) 公立学校職員の給与に関する条例
- (5) 警察職員の給与に関する条例

3 主要な内容

(1) 給料表

優秀な人材の確保の観点から、初任給を1,500円、若年層についても1,000円程度引上げ、その他は200円の引上げを基本に改定（平均0.15%引上げ）。

(2) 初任給調整手当

医師等の支給月額（限度額）を国に準じて引上げ

区 分	支給月額（限度額）	
	現 行	改正後
医師又は歯科医師	414,300円	414,800円

(3) 宿日直手当

勤務1回に係る支給額（限度額）を国に準じて引上げ

区 分		勤務1回に係る支給額（限度額）	
		現 行	改正後
標準的な宿日直勤務	通常の宿日直勤務	4,200円	4,400円
	医師又は歯科医師の宿日直勤務	20,000円	21,000円
	人事委員会規則で定める特殊な業務を主として行う宿日直勤務	7,200円	7,400円
	公立学校職員の給与に関する条例第20条第1項に定めるもの	5,900円	6,100円

執務時間が通常の執務日の2分の1の時間である日の退庁時から引き続きする場合	通常の宿日直勤務		6,300円	6,600円
	医師又は歯科医師の宿日直勤務		30,000円	31,500円
	人事委員会規則で定める特殊な業務を主として行う宿日直勤務	職員の給与に関する条例第19条第1項及び警察職員の給与に関する条例第19条第1項に定めるもの	10,800円	11,100円
		公立学校職員の給与に関する条例第20条第1項に定めるもの	8,850円	9,150円

(4) 期末手当及び勤勉手当

- 一般職員の年間支給月数を4.10月から4.15月とする。(＋0.05月)

区分		6月期	12月期	合計
現行		期末手当 1.20月	期末手当 1.35月	期末手当 2.55月
		勤勉手当 0.775月	勤勉手当 0.775月	勤勉手当 1.55月
		計 1.975月	計 2.125月	計 4.10月
改正後	平成30年度	期末手当 1.20月 勤勉手当 0.775月 計 1.975月	期末手当 1.35月 勤勉手当 <u>0.825月</u> 計 <u>2.175月</u>	期末手当 2.55月 勤勉手当 <u>1.60月</u> 計 <u>4.15月</u>
	平成31年度以降	期末手当 <u>1.275月</u> 勤勉手当 <u>0.80月</u> 計 <u>2.075月</u>	期末手当 <u>1.275月</u> 勤勉手当 <u>0.80月</u> 計 <u>2.075月</u>	期末手当 2.55月 勤勉手当 <u>1.60月</u> 計 <u>4.15月</u>

(注) 特定幹部職員に係る各支給月の勤勉手当の支給月数は、それぞれ期末手当から0.2月を振り替えたものとなる。

- 再任用職員 2.15月 → 2.175月 (+0.025月)
- 特定任期付職員及び任期付研究員 3.10月 → 3.14月 (+0.04月)

4 施行期日等

公布の日から施行し、3の(1)及び(3)は平成30年4月1日から、3の(4)の平成30年12月期の期末手当及び勤勉手当に係るものは同年12月1日から適用する。ただし、3の(2)及び(4)の平成31年度以降の期末手当及び勤勉手当に係るものは平成31年4月1日から施行する。

高知県立都市公園条例の一部を改正する条例(高知県スポーツ科学センター〔SSC〕)について

スポーツ課

目的・主な役割

スポーツ現場において行われる、競技力向上や健康の維持増進に向けた技術練習やトレーニングが、年齢、体力、競技特性等に応じて、合理的かつ効率的・効果的に行われるよう、スポーツ医学の見地から様々なサポートを行う。

- 【主な役割】
- パフォーマンス向上支援(トレーニング指導等)
 - 健康づくり支援(運動プログラムの提供等)
 - 指導者やサポート人材の育成
 - スポーツ科学の研究
 - スポーツ医学関連情報の発信・活用
 - スポーツ医学地域拠点への支援

施設概要

- 所在地
高知市春野町芳原
(県立春野総合運動公園体育館地下)
- 面積：約360㎡
- 整備施設
測定スペース、更衣室(男女)、シャワー室(男女)、EV、事務室、トイレ(男女、多機能)、空調設備



工事概要

- 工期：平成30年11月～平成31年3月
- 工事費用

①設計等委託料：	3,575千円
②工事監理委託料：	1,944千円
③建築主体工事：	51,992千円
④電気設備工事：	9,062千円
⑤機械設備工事：	13,068千円
合計：	79,641千円
- 測定機器費用

①体組成計：	1,290,000円
②等速性筋力測定装置：	15,630,000円
③自転車エルゴメーター：	720,000円
④全身反応測定器：	80,000円
⑤有酸素系能力測定：	12,811,500円
⑥立位体前屈・垂直跳び：	66,000円
⑦身長計/体重計：	112,000円
⑧血圧計：	21,000円
⑨肺活量測定器：	270,000円
⑩その他：	28,000円
合計：	31,428,500円

管理・運営体制

- 【管理】
指定管理者による管理・運営
(委託期間：5年間)
 - 【運営】
○開館時間(利用時間)
土・日・祝 9:00～17:00
上記以外13:00～21:00
毎月曜日休館(月曜日が祝
休日の場合は火曜日)
 - スタッフ(3名)
サポートスタッフ
- ※医療との連携
当センターに医師の常駐は無く、指定医療機関において医師が内科系・整形外科系の医学的検査(メディカルチェック)を行い、その情報共有によりトレーニング指導などを実施。

条例改正のポイント

- 高知県立都市公園条例の一部改正し、高知県立春野総合運動公園内に高知県スポーツ科学センターを新設。
- 利用料金を設定。
・一般の方の利用コース
・競技者の利用コース、個別メニュー、各種サポート
- 条例の施行日
平成31年4月1日

業務内容

○パフォーマンス向上支援事業

県民の健康づくりやアスリートの競技力向上の実践をスポーツ医学面からサポートする事業

※高校生以下は半額

内容		実施形態	料金(案) [円](税抜)
基礎的な体力測定	身長・体重・肺活量や基本的な体力の測定	SSCスタッフが測定	800
専門的な 体力測定	瞬発系体力測定コース	SSCスタッフが専門測定機器で測定	3,400
	持久力系体力測定コース		3,400
	体組成計	※料金は測定機器費用/(耐用年数*年間利用見込数)、人件費(利用時間等を考慮)、ランニング費用((電気、保険、警備、修繕)/利用見込人数)、施設建設費用/(耐用年数*利用見込数)を勘案し計算。	700
	等速性筋力測定装置		1,800
	自転車エルゴメーター		500
	全身反応測定器		1,000
有酸素系能力測定	1,500		
トレーニングサポート	専門体力測定の結果等によるトレーニング指導		SSCスタッフや専門指導者が指導
栄養サポート	体づくりや体調管理のための栄養素の取り方などの指導・助言	栄養士及びSSCスタッフが評価・指導	1,900
	実際の食事メニューの改善	栄養士がチェック	
メンタルサポート	専門指導者によるメンタルコントロールサポート	スポーツ心理学専門指導者が指導	10,900
動作分析	選手の基本技術の動作を映像で分析・指導	SSCスタッフや情報分析スタッフが分析・指導	5,600
ゲーム分析	チームや個人のゲーム中の動きをデータ化・映像化して分析・指導	情報分析スタッフが分析・指導	9,800

【参考】その他SSCが行う業務

○研修・支援事業 スポーツ指導者やスポーツ拠点のスタッフの資質向上のために行う出張指導や研修事業

内容	実施形態
出前出張事業	競技団体の指導者等に効果的なトレーニング方法やスポーツ障害防止などについて指導 内容に応じて専門指導者やSSCスタッフが講義
指導者等養成研修事業	地域スポーツ拠点のスタッフに対して、トレーニング指導をより高度に行うためのノウハウなどを指導 12 講師を招いて講習会等を実施

○メディカルチェック

内容 指定選手を対象に、指定医療機関に内科系・整形外科系の医学的検査を委託

○研究・情報活用事業

高知県の实情に応じたスポーツ科学の研究やスポーツ医学情報の収集・発信

内容	実施形態
研究事業	高知県の实情に応じたスポーツ科学の研究・活用 専門機関の協力を得てSSCスタッフが研究
情報活用事業	各種スポーツ情報の発信 スポーツを通じた健康に関する情報の発信 専門機関等の協力を得てSSCスタッフが情報発信

通訳案内士法改正の背景

- 地域における訪日外国人旅行者の受入環境の整備
- 通訳案内士は都市部への偏在や言語の偏りがあり、また、量的に不足しているため、多様化するニーズに対応できない。
- 増加する訪日外国人旅行者の地域の文化や体験等を重視した旅行ニーズの高まりへの対応

● 通訳案内士とは
(現在は、「全国通訳案内士」)

報酬を得て、通訳案内(外国人に付き添い、外国語を用いて、旅行に関する案内をすること)を業とする者のこと。
※居住する都道府県で登録を受けると、全国で活動することができる。

● 地域通訳案内士とは

特定の地域内において※報酬を得て通訳案内を業とする者のこと。
※各自治体が定める「地域通訳案内士育成等計画」に基づく研修を受講し、登録を受けた地域においてのみ活動することができる。

主な改正内容 (H30.1.4施行)

	法改正の内容	対応する条例改正 (手数料徴収条例)	備考
1	業務独占制を廃止、 名称独占制へ移行	-	-
2	名称の改正 「通訳案内士」 ⇒「 全国 通訳案内士」	名称の改正 「通訳案内士」 ⇒「 全国 通訳案内士」	H29に 改正済
3	地域通訳案内士 制度の創設	登録等手数料の設定	今回 改正

○ 業務独占制の廃止⇒名称独占制への移行 (通訳ガイドの量確保)

・法改正前は、有資格者でなければ、報酬を得て通訳案内を行うことはできなかったが、幅広い主体による通訳ガイドを可能にするため、法改正により、無資格者でも報酬を得て通訳案内を行うことができることとなった。ただし、資格を有しない者は、「通訳案内士」等の名称を用いて活動することはできない。

○ 地域通訳案内士制度の創設 (地域における通訳ガイドの量と質の確保)

・地域において、増加する訪日外国人旅行者の旅行ニーズに対応するため、各自治体が育成計画を策定し、当該計画に基づく研修を実施することにより、地域の歴史、地理、文化等に精通した通訳案内士を育成することが可能となった。

〔育成の流れ〕

①自治体による
育成等計画の策定



②自治体は計画に基づく
研修を実施



③研修を修了した者は地域通
訳案内士となる資格を有する



④研修を修了した者は研修を受けた
自治体に地域通訳案内士の登録

高知県での地域通訳案内士の導入

○高知県を訪れる外国人、外国クルーズ客船の寄港数ともに増加。

訪日外国人旅行者の受入環境を整備していくことは喫緊の課題

○しかし、高知県内の全国通訳案内士の登録者数は37名(H30.7.31時点)と少ない上、高知県への旅行者が最も多い東アジア(台湾・香港・中国・韓国)の言語に対応する全国通訳案内士が不足。(英語28名、中国語0名、韓国語3名)

このため、本県では**地域通訳案内士を導入**し、高知県内において通訳ガイドができる人材を確保することで、さらに多くの訪日外国人旅行者に対応できるようにするとともに、訪日外国人旅行者の周遊促進や満足度の向上を図り、リピーターにつなげるよう取り組むことで地域経済の活性化につなげていく。

地域通訳案内士 養成の目標	地域通訳案内士育成数	平成30年	平成31年	平成32年
		25	20	20

※高知県内で活動できる「高知県地域通訳案内士」の育成を実施予定(30年度中)
(現在「高知県地域通訳案内士育成等計画」を策定中)

高知県手数料徴収条例の改正内容

地域通訳案内士の登録の申請に対する審査等に係る手数料を新たに設定 ※全国通訳案内士に係る審査と同じ事務内容・量のため、手数料も同額とする。

- 地域通訳案内士登録手数料 5,100円
- 地域通訳案内士登録証訂正手数料 4,000円
- 地域通訳案内士登録証再交付手数料 4,000円

<参考：高知県手数料徴収条例(通訳案内士法に係る事務の手数料)>

全国通訳案内士の登録の申請に対する審査等に係る手数料	
全国通訳案内士登録手数料	5,100円
全国通訳案内士登録証訂正手数料	4,000円
全国通訳案内士登録証再交付手数料	4,000円

施行日：平成31年3月1日

第1回研修をH31.2月から実施し、同年3月から登録開始の予定のため。

平成30年度 12月補正予算（案）の概要

経済の活性化

～牧野植物園の磨き上げ～



～客船ターミナルの整備～



教育の充実と子育て支援

～小・中学校等への空調整備を支援～



インフラの充実と有効活用



平成30年11月30日
高知県総務部財政課

平成30年度 12月補正予算（案）の概要

一般会計 総額 2,889百万円
(債務負担行為額 9,564百万円)

1. 5つの基本政策の加速

575百万円

(債務負担行為額 1,501百万円)

(1) 経済の活性化

- ◆ 牧野植物園の磨き上げのさらなる加速
 - ・植物をVR映像で紹介するシアタールームなどを整備
 - ・「自然&体験キャンパス」に合わせ、来年3月からフラワーイベントを開催
- ◆ 来年2月末に完成予定の高知新港客船ターミナルの受入れ態勢を整備

(2) 日本一の健康長寿県づくり

- ◆ 地域包括ケアシステムの構築に向け、ICTを活用した地域医療介護情報ネットワークの整備を推進

(3) 教育の充実と子育て支援

- ◆ 小・中学校等への空調整備を支援
- ◆ 高知国際中学校における学校給食の実施に向けた準備を開始

(4) 南海トラフ地震対策の抜本強化・加速化

- ◆ 住宅の耐震化のさらなる加速

(5) インフラの充実と有効活用

- ◆ 公共工事の端境期対策を実施

など

2. 台風第24号等による被害への迅速な対応

1,926百万円

- ◆ 漁港施設、治山施設、道路、海岸施設などの復旧に向けた対策を実施
- ◆ 農産物の生産施設などの復旧を支援

など

3. その他

388百万円

(債務負担行為額 8,063百万円)

- ◆ 県有施設（のいち動物公園など7施設）の指定管理者による管理運営業務に係る債務負担行為を設定

など

【工業用水道事業会計】

総額 180百万円

- ◆ 県と香南市の工業用水道事業を統合・再編し、より安定的・効率的に運用するための設備整備を実施

12月補正予算（案）の全体像

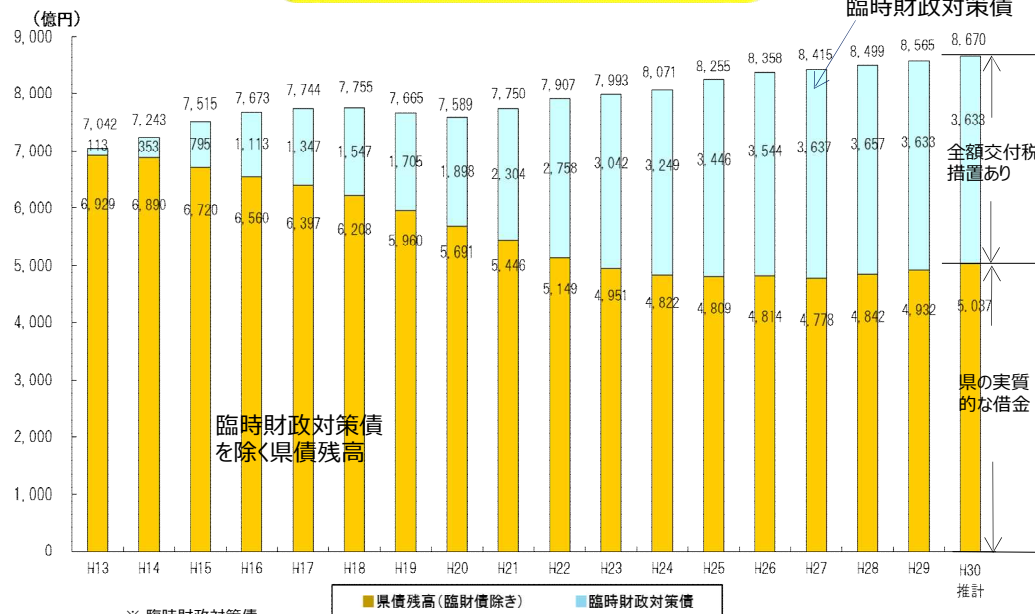
歳入

区 分	平成30年度				計 (A+B+C)	前年度12月補正後 (D)	前年度12月比増減 (C-D)/(D)
	現計予算(A)	12月補正額		小計(B)			
		通常分	災害分				
(1) 一般財源	311,790,373	584,218	21,881	585,879	312,376,252	311,501,854	0.3
県 税	85,929,509			85,929,509	85,908,135	85,908,135	0.0
地方消費税清算金	28,956,566	125,809		125,809	27,082,375	28,549,211	2.0
地方譲与税	13,215,000			13,215,000	13,091,000	13,091,000	0.9
地方交付税等 (うち地方交付税) ア	188,906,113	438,409	21,881	460,070	189,366,183	191,188,000	△ 1.0
(うち臨時財政対策債) イ	(169,615,113)	(438,409)	(21,881)	(460,070)	(170,075,183)	(170,989,000)	(△ 0.5)
財調基金取崩 ウ	3,321,218			3,321,218	4,746,094	4,746,094	△ 30.0
その他	13,461,987			13,461,987	10,019,214	10,019,214	34.4
(2) 特定財源	167,930,888	398,416	1,904,490	2,302,906	170,233,594	156,164,004	9.0
国庫支出金	77,628,932	96,784	1,039,490	1,136,254	78,763,186	85,741,822	19.8
県 債 工 (うち行政改革推進債、才進債、手当債) オ	61,004,400	138,000	865,000	1,001,000	62,005,400	49,180,000	26.1
減債基金(ルール外分) カ	6,904,989			6,904,989	7,560,202	7,560,202	△ 8.7
その他	22,394,367	165,652		165,652	22,560,019	33,681,980	△ 33.0
総計 (1)+(2)	479,721,061	982,634	1,926,151	2,888,785	482,609,846	487,665,858	3.2
県債計 (注:再掲)	80,295,400	138,000	865,000	1,001,000	81,296,400	69,399,000	17.1
財源不足額 (注:再掲)	17,226,207				17,226,207	17,306,296	△ 0.5

歳出

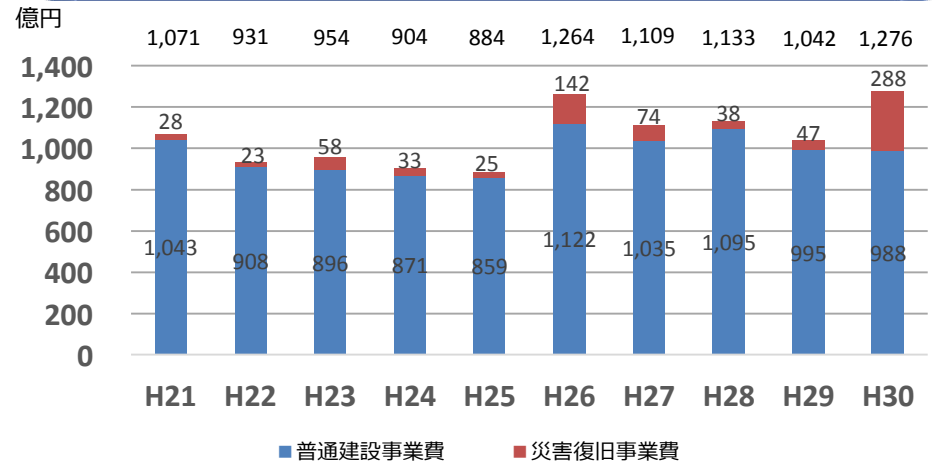
区 分	平成30年度				計 (A+B+C)	前年度12月補正後 (D)	前年度12月比増減 (C-D)/(D)
	現計予算(A)	12月補正額		小計(B)			
		通常分	災害分				
(1) 経常的経費	354,808,251	429,493	18,063	447,556	355,053,807	363,451,906	△ 2.3
人件費 (うち退職手当を除く)	116,852,745	△ 81,646		△ 81,646	116,771,099	117,622,674	△ 0.7
(103,755,751)	(△ 81,646)		(△ 81,646)	(103,674,105)	(104,366,646)	(△ 0.7)	
扶助費	12,582,514			12,582,514	12,397,152	12,397,152	1.5
公債費	67,798,159			67,798,159	73,456,904	73,456,904	△ 7.7
その他	157,374,833	511,139	18,063	529,202	157,904,035	159,975,176	△ 1.3
(2) 投資的経費	125,114,810	533,141	1,908,088	2,441,229	127,556,039	104,213,752	22.4
普通建設事業費	97,598,345	533,141	867,552	1,200,893	98,799,038	99,504,413	△ 0.7
補助事業費	63,369,209	409,111	867,552	1,076,683	64,445,872	63,733,198	1.1
単独事業費	34,229,136	124,030		124,030	34,353,166	35,771,215	△ 4.0
災害復旧事業費	27,516,465		1,240,536	1,240,536	28,757,001	4,709,339	510.6
総計 (1)+(2)	479,721,061	982,634	1,926,151	2,888,785	482,609,846	487,665,858	3.2

県債残高の推移（一般会計ベース）



※ 臨時財政対策債
本来地方交付税で措置されるべき額について、国の財政事情が厳しいことから、臨時的に地方債として配分されているもの。後年度、元利償還金の全額が地方交付税措置される。

投資的経費 12月補正後予算の推移



※H28については当初予算に見込んでいた全国防災事業（H27廃止）相当分83億円除く

- 目 次 -

主要事業の概要

○経済の活性化

- ・牧野植物園の磨き上げのさらなる加速 P4
- ・高知新港客船ターミナルの整備 P5
- ・県・香南市の工業用水道事業の統合にかかる設備等の整備 P6

○日本一の健康長寿県づくり

- ・ICTを活用した地域医療介護情報ネットワークの整備の推進 P8

○教育の充実と子育て支援

- ・市町村立学校等における空調（冷房）設備設置に対する支援 P9
- ・県立中学校給食実施事業 P10

○南海トラフ地震対策の抜本強化・加速化

- ・住宅の耐震化の加速化 P11

台風第24号等による被害への迅速な対応

P12

その他の主な事業

P13

指定管理者による県有施設の管理運営委託

P14

事業概要

- 牧野植物園磨き上げ整備基本構想に基づき常設展示室をリニューアルし、V R（ヴァーチャル・リアリティ）映像シアターの新設や、牧野博士の植物図、植物標本を常設展示する環境を整備することで、季節や天候に左右されない植物園としてさらなる磨き上げを図る。
- 平成31年2月にオープンする新園地でフラワーイベントを実施し、新園地の魅力を周知するとともに、誘客を促進することで本県の観光振興に貢献する。
- これらの取組により、年間来園者数20万人を目指すとともに、「自然&体験キャンペーン」における観光拠点として、県内各地の観光スポットへの周遊を促す。

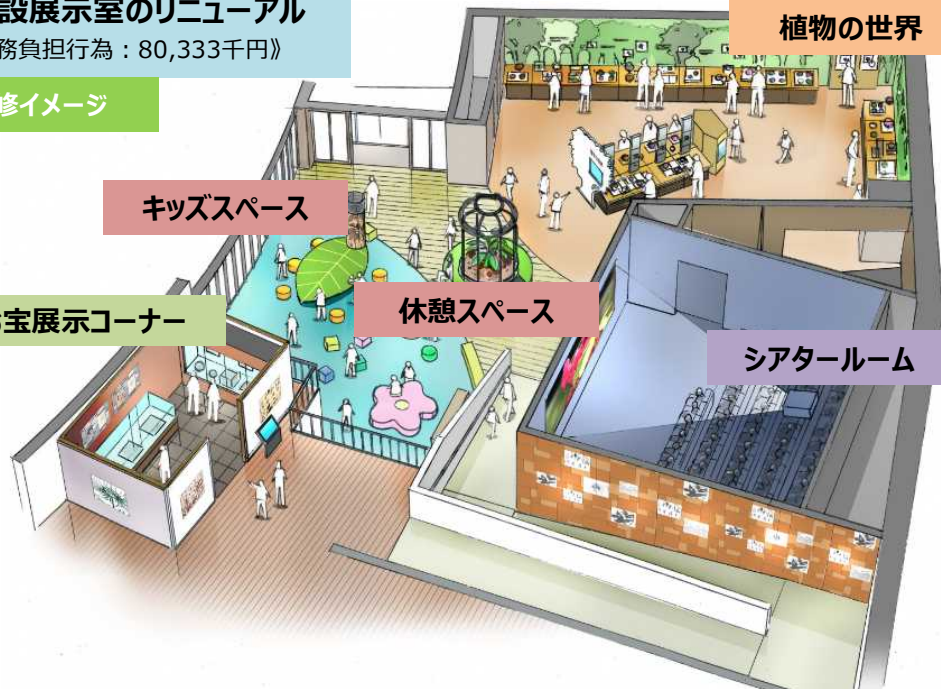
磨き上げ整備事業スケジュール

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度～
	● (H29.12月 磨き上げ整備基本構想策定)		● H31.2月～ リョーマの休日～自然&体験キャンペーン～		
夜間開園	工事	● H30.10月～ 夜間開園スタート (クリスマス (冬)、桜の宵 (春)、夜の植物園 (夏)、五台山観月会 (秋) 等のほか毎週土曜日)			
(仮称)ファミリー園		工事	● H31.2月～ (仮称)ファミリー園オープン		
(仮称)スタディ園			● H31.3月～ (仮称)スタディ園オープン		
常設展示室改修		工事	● H31.8月～ 展示室リニューアルオープン (VRシアタールーム、お宝展示コーナー等)		
新研究棟の建築 (建て替え)		基本計画の検討		基本設計～実施設計～工事	
五台山全体の振興 (竹林寺との連携)		<ul style="list-style-type: none"> ・新研究棟敷地計画 ・植物園と竹林寺の間の狹隘道路緑地広場化 等 		基本計画に基づき、設計～工事 (緑地広場、植物園への新しい車両進入路の整備等)	

①常設展示室のリニューアル

《債務負担行為：80,333千円》

改修イメージ



改修内容

- VRシアタールーム (新設)** 牧野博士が驚異的な技で作成した植物図の世界や、四季を通じた植物の様子、園地の魅力を高精細かつ臨場感溢れるVR (4K) 映像で紹介するシアター
- お宝展示コーナー (改修)** 牧野博士が収集、作製した植物図や植物標本等の貴重なコレクションを常設で展示するスペース
- 植物の世界コーナー (再構成)** 植物をより深く理解するためのパネル等の展示スペース
- 休憩スペース** 既存の園地に少ない室内休憩所の確保
- キッズスペース** 幼児や親子がくつろげるスペース

②フラワーイベント

12月補正予算額 10,644千円
《債務負担行為：6,393千円》

- ねらい** 自然&体験キャンペーンのメインイベントの一つとして実施
- 会場** 新園地 (仮称)ファミリー園
- 会期** 平成31年3月下旬～5月下旬
- 実施内容** 丘陵地形、眺望の良さという新園地の特徴を生かし、花壇や花皿鉢によるフラワーガーデンを造成

植栽イメージ



概要

ターミナルの供用開始に合わせ、必要な備品等を購入

構造：鉄骨1階建
延床面積：1,401㎡
(39.7m×35.3m)

完成予定：
平成31年2月末

※平成31年3月29日（金）
「ダイヤモンド・プリンセス」
寄港に合わせて落成式を実施予定



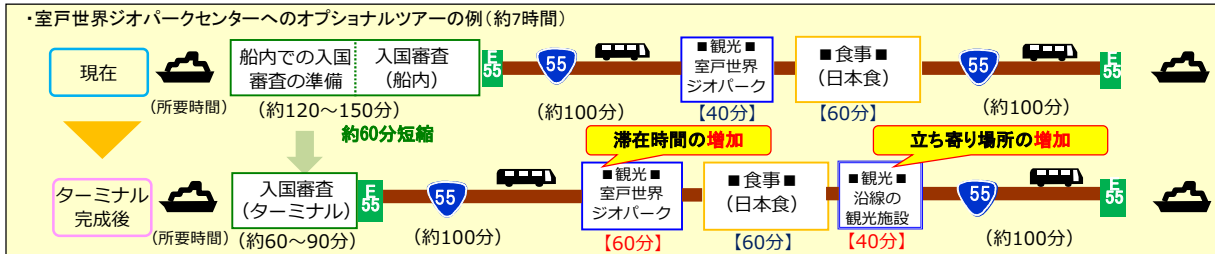
ターミナル外観(イメージ)



ターミナル内観(イメージ)

ターミナルがもたらすクルーズの誘致への効果

- 1 スムーズなCIQ対応による滞在時間の確保、オプションツアーの充実
着岸前に入国審査ブース(最大16ブース)の設置ができるため、審査時間短縮が可能
⇒滞在時間の延長による遠方へのツアー数増、内容の充実



- 2 岸壁機能の充実、利便性の向上に伴う、寄港数上位港に対する競争力強化
西日本で客船ターミナルを備えた港は、寄港数上位の一部に限られている状況

- 3 客船受入環境の向上に伴う質の高いおもてなしの実施
天候に左右されない、乗船客等に快適なおもてなし空間の提供が可能

- 4 経済効果
【入国審査ブースの事前設置により、滞在時間が1時間伸びたと仮定した場合】
消費額の増加(ファーストポート1寄港あたり)：約4,000千円(H29年度の寄港実績から試算)

ターミナル利活用に向けた取組

寄港時の利活用

・購買意欲の高い観光客が利用する機会を捉えて、ターミナル内での高知県産品の販売拡大を図る

平時の利活用

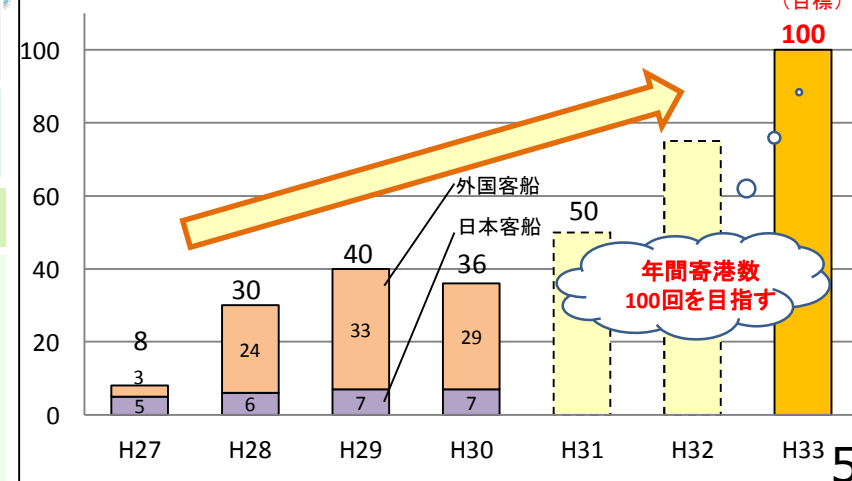
・よさこい踊り練習場、大規模物産展、フリーマーケット開催など多用途にて利用し、港の賑わいを創出

ターミナル完成後の高知新港の目指す姿

西日本太平洋側の客船寄港地として定着化・発展

- ・西日本太平洋側において客船ターミナルを備えた港湾はまだ稀少であり、ターミナルの整備により、港湾整備面で他港に一步先んじた客船誘致が可能
→利便性・快適性向上により顧客満足度を上げ、寄港数増加を推進
- ・高知新港の岸壁・土地の有効活用を進めるため、港内(周回)道路整備による寄港時の混雑解消や防塵フェンス整備などを実施
→物流とクルーズ観光の共存を図り、港湾機能の利便性向上を促進

高知新港客船寄港回数推移(年度) ※H30年度は仮予約含む (目標)



県・香南市の工業用水道事業の統合にかかる設備等の整備

〈公営企業局電気工水課〉
 (工業用水道事業会計) 12月補正予算額 179,829千円

概要

- 本年10月のルネサス社高知工場の丸三産業(株)への譲渡を契機として、県・香南市で丸三産業(株)への工業用水の安定給水に向けた検討を実施。
- 県・香南市の工業用水道事業を統合し、県が事業実施主体として、工業用水を給水するために必要な設備等の整備を行う。
- 県工業用水道事業会計における安定的な収益を確保し、さらなる雇用の拡大に向け、川谷刈谷工場用地への企業誘致につなげていく。

現状・課題

水源

- ・これまでルネサス社高知工場へは市工水が給水(最大3,886^m³/日)していたが、**市水源のみでは丸三産業(株)が必要とする4,000^m³/日の給水量の安定確保に不安**

配管・給水ルート

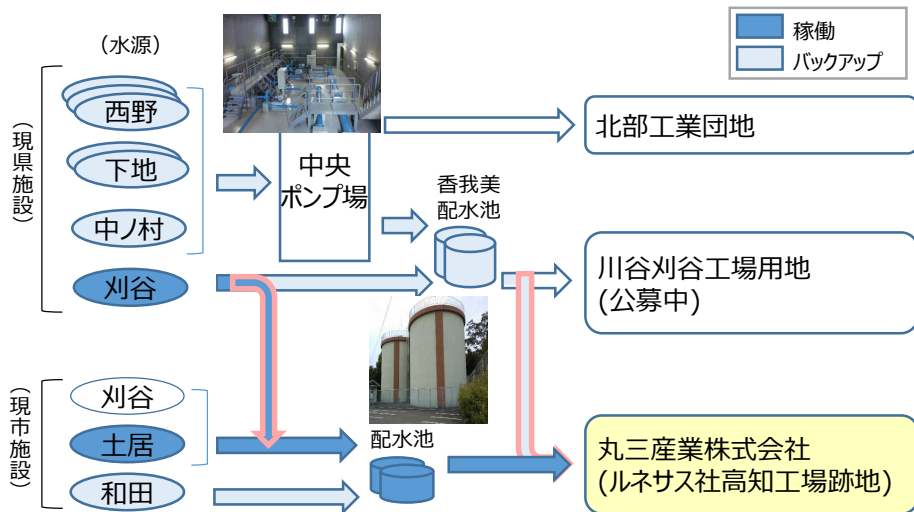
- ・市配管は耐震対策されていない
- ・市配管は国庫補助の処分制限期間が終了しておらず、引き続き活用が必要
- ・市配管を活用する給水ルートの方が、県配管を活用した給水ルートに比べ年間のコストは割安

対応策

⇒ **・県の水源地の稼働が不可欠**
 (その他の県水源もバックアップとして活用)

⇒ **・当面は市配管をメインで活用し、県配管をバックアップとして確保**

統合後の給水イメージ (案)



県・市の工業用水道事業を統合する理由

①ユーザーへの安定給水

- 水源に支障が生じた場合であっても、複数の水源による柔軟な対応が可能。
- 給水における責任の所在が明確になる。
- 県の工水専門の技術職員による運営が可能。

②給水コストの低減

- 人件費等の共通経費にかかるコストの低減が可能。
- 市工水の将来コストの縮減。(施設更新や耐震対策にかかる経費が不要)

③工業用水道事業法上の制約

- 統合せずに県工水から市工水に給水することは工水事業として認められていない。

県・市の工水事業を統合し、県が事業を実施することが不可欠

あわせて

企業誘致上の メリット

- 県工水の給水先・収益が確保されることにより、川谷刈谷工場用地の公募条件の緩和が可能に。

⇒ **企業立地を促し、新たな雇用を創出**

- ## 整備概要
- 給水に必要な設備(監視システム、流量計等)の更新・改修
 - 県・市配管の接合、県施設から丸三産業(株)への配管の整備

→ **必要な水量を確保するとともに、耐震管によるバックアップが可能**

(参考) 香南工業用水道事業の経緯及び概要

経緯

- ・H6年 三菱電機高知工場から2棟目を操業するため工業用水確保の要請
- ・H9年 7月 県から国へ事業開始の届出
- ・H9年 9月 香南工業用水道施設の建設に着手
- ・H10年 4月 三菱電機高知工場が2棟目用地取得
- ・H13年 1月 2棟目着工の報道発表（三菱）
- ・H13年 8月 2棟目着工延期の報道発表（三菱）
- ・H14年 3月 香南工業用水道施設が完成
- ・H15年 4月 ルネサステクノロジ発足（日立、三菱）
- ・H22年 4月 ルネサスエレクトロニクス発足(NEC、日立、三菱)
- ・H23年 給水原価引下げ(45円/m³→28円/m³)のため一般会計から補助（約1.8億円）
- ・H24年 7月 北部工業団地への立地企業（(株)大三）に給水開始
- ・H25年 会計基準の変更に伴い、一般会計からの補助(約21億)により債務を全て解消（企業債繰上償還 9.5億、一般会計借入金償還 11.5億）
- ・H27年 12月 ルネサス社が高知事業所（1棟目）の閉鎖を発表
県との和解契約に基づき川谷刈谷工場用地（2棟目用地）を県に無償譲渡⇒分譲開始
- ・H30年 4月 川谷刈谷工場用地の再公募開始
- ・H30年 5月 ルネサス社高知工場 閉鎖
- ・H30年 10月 丸三産業(株)と香南市がルネサス社高知工場跡地への進出協定締結

概要

【整備の目的】

川谷刈谷工場用地（2棟目用地）、北部工業団地に立地する企業の新規工業用水需要(総量8,000m³/日)に対処する目的で整備

【施設概要】

- ①給水区域 川谷刈谷工場用地(香南市香我美町)、北部工業団地(同市赤岡町)
- ②完成 平成14年
- ③給水能力 最大8,000m³/日 <給水料金：28円/m³>
- ④水源 地下水
- ⑤総事業費 2,247百万円

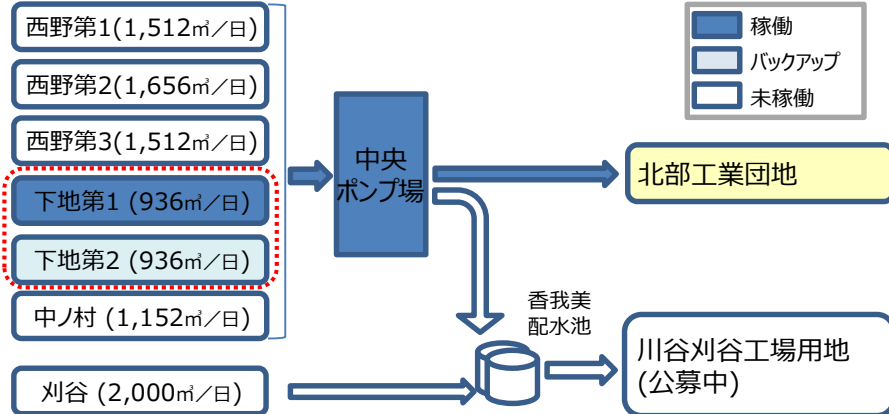
【給水先】

北部工業団地 平成24年度～ 大三(株) (936m³/日)

【稼働施設】

下地第1取水井戸から中央ポンプ場を経由し、北部工業団地に給水
(下地第2取水井戸はバックアップ)

(水源)



(参考) 香南市の工業用水事業の概要

【整備の目的】 川谷刈谷工業団地（三菱電機高知工場）の新規工業用水需要(総量2,500m³/日)に対処する目的で整備

- 【施設概要】
- ①給水区域 川谷刈谷工業団地(香南市香我美町)
 - ②完成 昭和61年（着工：昭和60年）
 - ③給水能力 最大4,000m³/日 <給水料金：28円/m³>
 - ④水源 地下水
 - ⑤総事業費 636百万円

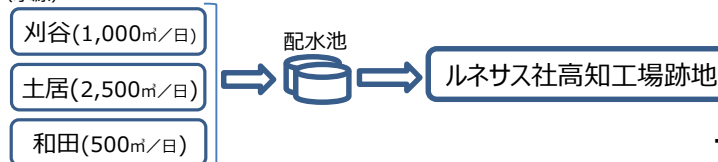
【給水先】

- 三菱電機高知工場
 - 昭和61年～(最大2,500m³/日)
 - 平成元年～(最大3,000m³/日)
 - 平成13年～(最大4,000m³/日)
- ※H30.5 ルネサス社高知工場 閉鎖

【施設図】

<給水能力：最大4,000m³/日>

(水源)



目的

医療機関・薬局・介護系事業所等の医療・介護情報をICTを活用して共有できるシステムにより各地域の医療・介護・福祉等の地域資源を切れ目のないネットワークでつなぎ、**地域包括ケアシステムの構築を推進**する

12月補正の概要（システム構築）

地域医療情報ネットワーク構築事業費補助金

- 補助先：高知県医療情報通信技術連絡協議会
- 予算額：443,270千円（債務負担行為）
- 内容：地域医療介護情報ネットワークシステムの構築
システム参加施設との接続作業（接続予定施設数：500施設）
- スケジュール H31年7月～9月：試運用
H31年10月～：本運用



地域包括ケアシステムの推進・連携イメージ

外来・在宅

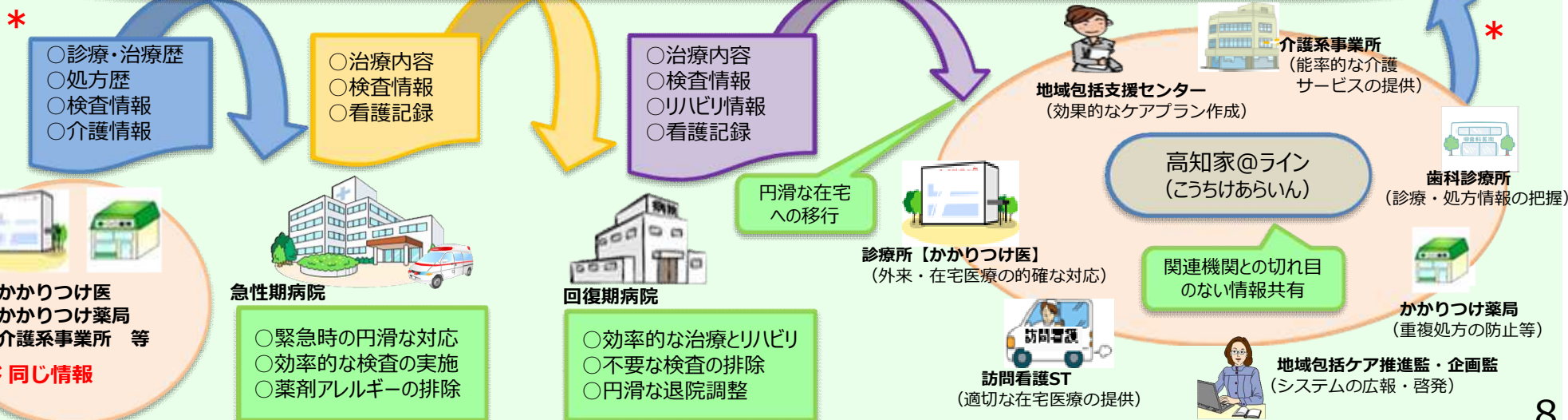
緊急入院

転院

在宅療養



地域医療介護情報ネットワークシステム（クラウド）



現状

- 今夏の**災害ともいえる猛暑**で、**全国の学校において熱中症が増加**
- 県内の公立小中学校の**普通教室への空調設備設置は、全国の状況と比べ進んでいない** (H30.9.1現在 文部科学省調べ)
 - ・普通教室空調設置率 公立小中学校 高知県：30.7% (県立学校は100%)
 - 全 国：58.0%



課題

- 熱中症予防、教育環境の整備の観点から**早期の設置が必要**
- 設置が遅れている本県においては、**早期の設置に向けて加速化が必要**
- **市町村の財政負担が大きい**

国の動き

臨時的な支援制度を創設

- 平成30年度補正予算により創設した臨時特例交付金（新たな国庫補助制度）により事業費の1/3を補助
- 地方財政措置を拡充（起債充当率：100%、交付税算入率：60%）

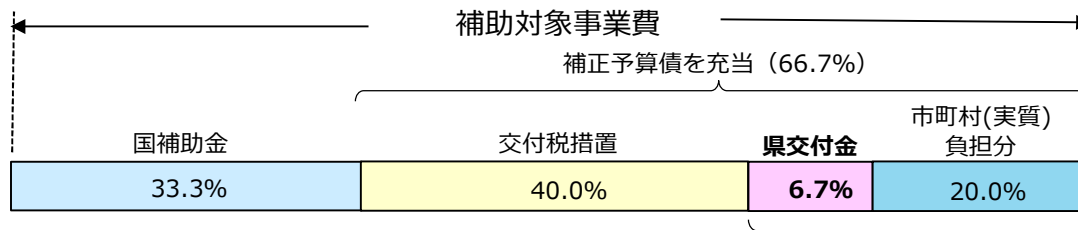


県としても新たな支援制度を創設し、市町村の早期の設置を後押し

市町村立学校等空調設備整備促進事業費交付金

- ◆ **支援の対象施設**：市町村立及び学校組合立小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校、幼稚園の普通教室 **約1,800教室が対象**（新設のみ）
※事前着工（H30年4月以降に着手）した教室も含む
- ◆ **交付率**：補助対象事業費のうち、市町村負担となる額の**1/4以内**
※臨時特例交付金を活用できない市町村については、過疎債を充当し算出される交付税措置額を除いた市町村負担となる額の**1/4以内**
- ◆ **交付期間**：H31～H32年度（交付対象となる事業の完了年度の翌年度に交付）

交付金のイメージ図

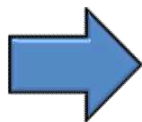


市町村負担分(26.7%)のうち、1/4以内を県が支援



現状

- ・平成30年度末時点公立中学校の学校給食実施率：91.4%
- ・県立中学校は給食を実施していない



課題

- ・栄養バランスのとれた食事を提供することにより、生徒の健康の保持・増進を図ることが必要
- ・生徒に食事についての理解を深めさせ、望ましい食習慣を養うことが必要

事業概要

- ・高知国際中学校は、高知市学校給食センターから提供を受け学校給食を実施
- ・高知南中学校は、学校給食の代替措置を実施するとともに、就学援助制度に準じた負担軽減制度を創設



実施内容

高知国際中学校

平成31年4月から学校給食実施

調理配送

- ・高知市と同じ業者に学校給食の調理配送業務を委託
- ・高知市と同様に平成34年度までの契約 **(12月補正)**

経費負担

- ・高知市学校給食センターの建設費や光熱水費などの運営費を応分で負担（平成31年度当初予算に計上予定）

給食費

- ・保護者の負担：1食280円（高知市立中学校の学校給食費と同額）

就学援助

- ・保護者の負担軽減措置を実施（平成31年度当初予算に計上予定）

高知南中学校

平成31年4月から学校給食の代替措置を実施

給食代替

- ・併設する高知南高等学校の食堂を活用し栄養面にも配慮した弁当を提供
- ・保護者代表の意見も踏まえ、自宅から弁当を持参する選択も可能

経費負担

- ・食堂の弁当を高知市立中学校の学校給食費と同額で提供できるよう差額を県が負担（平成31年度当初予算に計上予定）

弁当代

- ・保護者の負担：1食280円（高知市立中学校の学校給食費と同額）

就学援助

- ・食堂の弁当は学校給食ではなく、就学援助の対象とはならないため、県独自の負担軽減措置を実施（平成31年度当初予算に計上予定）

安芸中学校 中村中学校

- ・市立学校給食センターから配送を受ける方法や自校方式による学校給食実施の実現可能性を検討
- ・学校給食を実施するまでの間は、併設の高等学校の食堂等を活用した代替措置を実施することを検討

事業の概要

○住宅等の地震対策を促進するため、昭和56年5月31日以前に建築された住宅の耐震改修工事やコンクリートブロック塀の安全対策等に補助する市町村に補助を行う。

事業の進捗状況

需要の掘り起こし

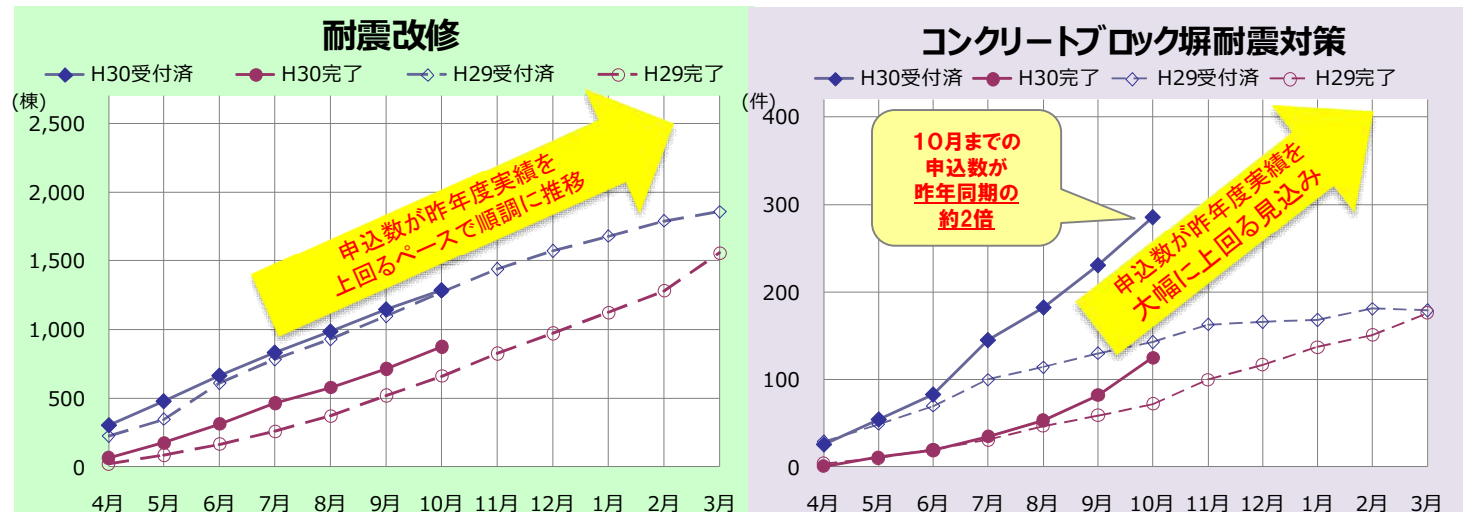
- 多数の市町村で上乗せ補助等を制度化
 - 耐震診断無料化 **26**市町村
 - 耐震設計上乗せ補助 **28**市町村
 - 耐震改修上乗せ補助 **25**市町村
- 代理受領制度
 - 32**市町村で導入済み

供給能力の強化

- 耐震診断を省略して設計から実施する仕組み … **12**市町村で導入済み
- 登録工務店数
 - 昨年度当初と比較して**約22%増**
(H29.4:681件 → H30.10:832件)

補助申込の受付数

○耐震改修等が引き続き増加するとともに、6月の大阪府北部地震の影響によりコンクリートブロック塀の安全対策の申込数が急増



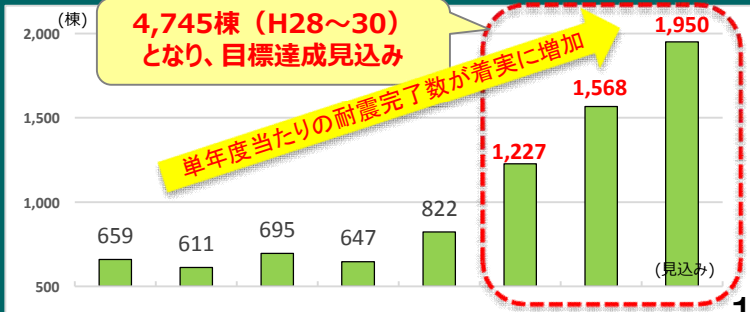
国費の追加配分等に対応し、補正予算を計上。**機を逃さずに耐震改修等を促進**

耐震改修等をさらに加速化

	当初予算	9月補正	12月補正
予算額	706,298千円	254,053千円	119,973千円
・住宅耐震改修設計	1,200棟	→ 1,800棟	→ 1,800棟
・住宅耐震改修工事	1,200棟	→ 1,500棟	→ 1,600棟
・コンクリートブロック塀耐震対策	120件	→ 310件	→ 400件

耐震改修実績の推移

第3期南海トラフ地震対策行動計画の目標値
耐震改修 4,500棟 (H28~30)



台風第24号等による被害への迅速な対応

9月補正予算による対応 **250億円** 【債務負担】
17百万円

～国補助事業に県単独事業を加えて総合的な支援を実施～



豪雨災害対策への対応

○高知県豪雨災害対策推進本部を設置し、年間を通じて豪雨をはじめ、暴風や高波などの対策を実施する体制を大幅に強化

9/14 第1回本部会議を開催
11/27 第2回本部会議を開催

○9月補正予算で計上した災害復旧事業を着実に実施中

河床掘削、護岸修繕、流木撤去など

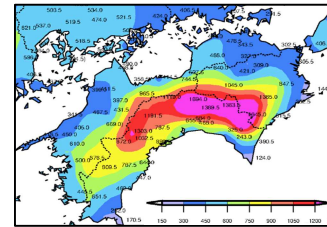
○国の第2次補正予算の動向を注視

○国の補助金や交付金などの財源確保にむけて政策提言

平成30年7月豪雨・台風第20号関連予算

(1) 公共施設等の災害復旧、災害関連事業 249億円

- 公共施設等災害復旧事業等 174.5億円
- 豪雨により発生した崩壊や地すべり等に対する緊急的な復旧 36.4億円
- 農地・農業用施設、林道等の災害復旧に係る市町村への補助 38.2億円



(3) 被災者の生活再建支援 54百万円 【債務負担】 2百万円

豪雨により被災した住居の再建と生活の安定を支援

- 災害援護資金貸付金 40百万円 等

(2) 経済被害への対策 49百万円 【債務負担】 15百万円

- 農業分野 17百万円
農業用施設などの復旧や被災した果樹の植え替えなどを支援
- 林業分野 17百万円
被災した高性能林業機械の再導入を支援
- 観光分野 15百万円
観光業への風評被害などに対応するため、緊急誘客対策を実施

9月補正以降の復旧箇所の追加や
台風第21号、第24号被害の復旧に速やかに対応！

12月補正予算による対応 **19.3億円**

平成30年7月豪雨関連予算

- (1) 公共施設等の災害復旧 5.7億円
治山ダムの施工（8箇所）
保育施設の復旧支援（1箇所） など

- (2) 経済被害対策 60百万円
農業用施設や農業用機械の復旧を支援

- (3) 被災者の生活再建支援 1.5百万円
住家が被災した世帯への支援

台風第20号、第21号、第24号関連予算

- (1) 公共施設等の災害復旧 12.5億円
漁港施設等の復旧（漁港6港など）
道路（7路線）、漁港（10港）、
海岸（1箇所）、
県有施設の修繕（1箇所） など

- (2) 経済被害対策 39百万円
農業用施設や農業用機械の復旧を支援

1 経済の活性化

クルーズ客船寄港時の受入態勢の充実【債務負担】 151,970

クルーズ客船寄港時の高知新港岸壁や高知市中心市街地での乗船客等の受入態勢を充実させ、寄港時の満足度を高めるとともに、客船の更なる誘致と寄港の定着化につなげる。

<岸壁対応>

(1) 客船受入等業務委託料【債務負担】 122,155千円

委託内容：①客船寄港時の歓迎行事等の実施
②乗船客等の利便性向上のための
シャトルバスの運行 等

委託先：民間事業者

契約方法：随意契約（プロポーザル方式）

<市街地対応>

(2) 客船受入等業務委託料【債務負担】 29,815千円

委託内容：①臨時観光案内所の設置等
②駐車場渋滞対策の実施

委託先：民間事業者

契約方法：随意契約（プロポーザル方式）

(土木部 港湾振興課)
(観光振興部 おもてなし課)



2 インフラの充実と有効活用

ダムテレメータ設備の更新

拡

(ダムテレメータ更新工事請負費)

【債務負担】 76,390

旧無線設備規則適用無線機の移行期間及び保守可能期間終了に伴うダムテレメータ設備（坂本ダム）の更新を実施する。

ダムテレメータ更新工事請負費

契約先：未定

契約方法：一般競争入札

(土木部 河川課)

公共工事の端境期対策【債務負担】 418,000

「建設業活性化プラン」に基づく公共工事の端境期対策として、次年度の地方特定道路整備事業（県単独事業）の一部を前倒して発注する。

地方特定道路整備事業【債務負担】 418,000千円

(土木部 道路課)

指定管理者による県有施設の管理運営委託

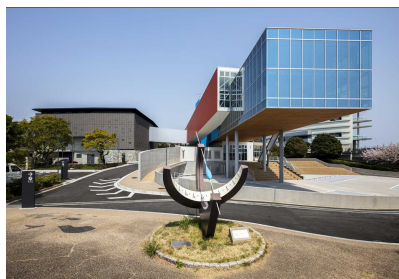
【債務負担行為】 76億39百万円

指定管理者による運営管理を行う県有施設について、平成31年度以降の指定管理候補者を選定のうえ、管理運営委託料を定める。

○美術館



○坂本龍馬記念館



○県民文化ホール



○のいち動物公園



○春野総合運動公園



(単位：千円)

No.	施設名	指定管理候補者	選 定 方 法	指 定 期 間 (年度)	管理運営委託料【債務負担行為】			所管課
					総 額	財源内訳		
						(一般財源)	(他)	
1	美術館	(公財)高知県文化財団	直指定	H31～H35	1,596,663	1,596,663		文化振興課
2	歴史民俗資料館	(公財)高知県文化財団	直指定	H31～H35	809,000	809,000		文化振興課
3	坂本龍馬記念館	(公財)高知県文化財団	直指定	H31～H35	802,553	802,553		文化振興課
4	文学館	(公財)高知県文化財団	直指定	H31～H35	655,351	655,351		文化振興課
5	県民文化ホール	高知県立県民文化ホール共同企業体	公募	H31～H35	567,618	567,618		文化振興課
6	のいち動物公園	(公財)高知県のいち動物公園協会	直指定	H31～H35	2,023,814	2,023,814		公園下水道課
7	春野総合運動公園	(公財)高知県スポーツ振興財団	公募	H31～H35	1,184,440	1,184,440		公園下水道課
7 施設		合 計			7,639,439	7,639,439	0	